

第1章

途上国に関する契約農業の研究動向と中国農村の実態

寶劔 久俊

要約：

本稿では途上国農村において発展の著しい契約農業に注目し、1) 農産物の生産量・生産価格の不確実性とリスク、2) 生産農家と加工・流通業者との間の取引費用を中心に、契約農業が導入される経済学的根拠を明確にするとともに、市場の不完全性と取引費用のあり方がアグリビジネス企業の選択する取引形態や取引対象農家に与える影響について、既存研究に基づいて整理してきた。さらに、近年の契約農業研究で注目されている「小農排除」の問題について、中国農村に関する土地制度の実態からその課題と今後の研究の方向性について考察した。

中国の「小農排除」に関する本稿の暫定的な結論として、途上国における土地所有の格差を前提とした「小農排除」という分析視点は、行政村（あるいは村民小組）内での均等な土地配分を原則とする中国農村の実態に必ずしも即したのではなく、土地面積に関する地域間の格差との錯誤の危険性があると指摘できる。

その一方で、家族構成の変化や土地賃貸市場の発達とともに地域内でも土地経営面積の格差が徐々に進行し、大規模経営農家やアグリビジネス企業への一括した土地貸出も増えてきている。このような近年の現象を踏まえ、地域内の農業経営の変化がどのような要因によって規定されているのか、またアグリビジネス企業がどのような地域（村民小組、行政村、郷鎮）を契約先として選択するかという、より広い意味での「排除」という視点から契約農業を考察することが、今後の中国農村研究に求められていると言える。

キーワード：

契約農業、市場の不完全性、取引費用、小農排除

1. はじめに

サプライチェーンのグローバル化と緊密化、農産物の高付加価値化といった農業をめぐる世界的な潮流と、中国人の所得向上による食生活の変化を背景に、中国の農業経営にも着実な変化が起こっている。山東省や浙江省など中国沿海部の先進地域では、豊富な経営資源と高い情報収集能力を持つ「龍頭企業」と呼ばれるアグリビジネス企業が中心となり、契約農業によって生産農家をインテグレートし、農産物の高付加価値化を推し進める取り組みが1990年代前半から進められてきた。このような契約農業による農業インテグレーションの取り組みは、中国の農業産業化政策が本格化した1990年代末から一層の広がりをみせている（池上・寶劔編2009）。

また、契約農業の普及は、中国における農業協同組合的な組織である「農民專業合作社」の発展と密接に関連してきた。農民專業合作社は、1980年代前半の人民公社解体による農業技術普及システムの弱体化を補完するため、1980年代半ばから自然発生的に形成されてきた農民組織で、2000年代に入ると中国政府による強力な政策的な支援を受け、農民專業合作社は急速な発展を見せている。工商局に登録された農民專業合作社数は、2013年9月末時点で91.1万社、会員農家数は6838万世帯となっている（『人民日報』2013年12月7日付け記事）。契約農業の普及にあたって、農民專業合作社がアグリビジネス企業と農家との契約締結を代行したり、農民專業合作社自体が、アグリビジネス企業による契約農業を通じた農家のインテグレーションを強化するため手段として設立されたりするなど、契約農業の普及を補完する役割を果たしている（寶劔2009、山田2013、寶劔2014）。

このような農業産業化を通じた農業の高度化への取り組みを受け、中国における契約農業の具体的な契約形態や契約参加を規定する要因、契約農業を通じた農家への経済効果に関する実証研究が精力的に進められている。その一方で、契約農業の理論的枠組みに基づく中国の契約農業に関する理論的考察や、アグリビジネス企業による立地選択と契約対象農家の選択方法、生産農家による契約に対する選好といった側面に注目した実証分析は十分に行われていない。

そこで本稿では、途上国における契約農業に関する最新の研究動向を整理するとともに、近年の契約農業研究の焦点の一つである小農排除問題と、契約設計と農家の選好との関係について概説していく（第2節）。さらに中国農村の土地制度の枠組みと農業産業化の進捗状況に基づき、契約農業における中国の小農排除問題について考察する（第3節）。そして、最後の第4節では、本章のまとめと今後の中国に関する契約農業の研究展望について簡潔に記述する。

2. 契約農業の理論的整理

2.1. 契約農業の定義

国際連合食糧農業機関 (FAO) によると、「契約農業」とは「購入者 (buyer) と農家 (farmer) との間の契約に基づいて実施される農業生産システムのことで、契約では農産物の生産・流通に関する各種条件が定められるもの」と定義される (Rural Infrastructure and Agro-Industry Division 2012: 1)。また平凡社の『世界大百科事典』(電子版、第2版)では、「契約農業」とは「農畜産物の生産者(農家)と需要者(加工業者を含む)との間にあらかじめ売買(先買権)を約束(契約)して生産を行う農業」のことで、「流通取引の一形態であるとともに、インテグレーション integration (垂直統合)の基礎形態」であり、「契約農業という場合、(1)取引価格、(2)取引数量と規格、(3)出荷時期、(4)代金決済方法など基本条項を決めて生産を行うことが特色」であるという。

また、インド・パンジャブ州の契約農業の実態を丹念に調査した Singh (2002: 1621)では、契約農業を「先渡契約の元で行われる農業生産物の生産と供給に関する一つのシステムのことで、その本質は特定のタイプの農産物を買手が要求する特定の時間、特定の価格、特定の数量で提供することへのコミットメント」にあると定義する。そして、契約に関するタイプとして、1) 販売と購入の条件のみが指定されている買付契約 (procurement contracts)、2) 特定の投入財のみが契約元の企業から供給され、農産物は事前の価格によって購入される部分契約 (partial contracts)、3) 契約元の企業がすべての投入財を提供・管理し、農家は土地と労働だけを提供する全面的契約 (total contracts) の3つを挙げる。

他方、途上国におけるアグリビジネス企業と農家との契約農業について整理した Key and Runsten (1999: 383)は、契約農業を「アグリビジネス企業が土地を保有・運用せずに生産プロセスに参与・管理することを可能とする制度的取り決め (institutional arrangement)」と定義する。そして、スポット市場での農産物供給に完全に依存する方法と、企業が完全に生産管理する統合されたプランテーションタイプの経営 (fully integrated plantation-style operations) の中間に契約農業を位置づけている。

このように契約農業の定義は、生産者と購入者の間に取り交わされる農業生産・販売に関する契約のことで、契約の取り決め方や内容については多くのバリエーションが存在するという点で、ほとんどの研究は共通している。その一方で、幾つかの研究で示されているように、取引関係の長期化や内部化、固定化という視点から、契約農業をアグリビジネス企業によるインテグレーションの一形態として捉え、アグリビジネス企業による経営戦略や農家の最適化行動のなかに位置づける研究も進められている。

2.2. 契約農業の導入理由

では何故、農業生産者やアグリビジネス企業にとって契約農業が必要となるのか。契約農業に関する近年の研究では、市場の不完全性を重視する制度経済学の視点からの分析が進んでいる（Grosh 1994, Key and Runsten 1999, MacDonald et al. 2004, MacDonald and Korb 2011, Barrett et al. 2012, Abebe et al. 2013）。これらの研究によると、契約農業が導入される理由は大きく、1) 農産物の生産量・生産価格の不確実性とリスク、2) 生産農家と加工・流通業者との間の取引費用 (transaction cost) の低減、という2点に整理することができる。

前者について、農産物は供給面では自然条件による影響（作柄変動）を受けやすく、需要面では食料品に対する限界効用の性質によって価格弾力性が低いという特質がある。そのため、工業製品と比べて農産物市場では価格変動が大きくなる傾向があり、とりわけ貯蔵性に乏しい生鮮食料品の場合、価格変動の大きさは顕著である。また、農産物は生産期間が長いという技術的な特性が存在するため、生産者の将来の市況に対する予想と実際の市況との間に大きなギャップが生まれがちで、不確実性によるリスクも存在する。契約農業では、このような価格変動や収量変動によるリスクを生産農家と加工・流通業者でシェアすることで削減することができる¹。さらに、スポット市場では食品の安全性や食味といった消費者が好む商品の特性は価格に反映されにくいという情報の非対称性が伴いがちであるが、契約農業によって生産者と加工業者の関係が密接になることで、農産物の品質をより適切に評価することも可能となるというメリットも存在する。

第2の取引費用については、1) 財（農産物、投資資産）の特殊性（specificity）に伴うホールドアップ（holdup）問題と、2) 探索、計測、監視面でのコストに分けることができる。ホールドアップ問題とは、特定の商品を生産するために生産設備の特殊性が高かったり、商品が腐敗しやすかったりするなど財に特殊性がある場合、他の目的には転用が困難である。そのため、買い手独占のスポット市場でそれらの商品を販売する際、農産物が買いたたかれるという問題である。しかしながら契約農業を行っていれば、販売先や販売価格が確保されているので、農家も安心して生産できるようになるというメリットがある。同様の問題は加工業者に対しても発生し、農家が特定の農作物を供給してくれなければ、加工設備や技術への投資ができなくなってしまう。したがって、契約農業は農家にとっては農産物の安定的な販路、加工業者にとっては農産物の安定的な確保を保証するものと言える。

他方、探索、計測、監視面でのコストについて、スポット市場では取引相手を探すためにコストがかかり、農産物の品質を確認するための計測コストも必要となる。とりわけ、農産物の特性が生産者への報酬と強くリンクしている場合には、農産物の特性を明らかに

¹ 農産物のリスク（yield risk, price risk）と契約農業との関係の詳細については、MacDonald et al. (2004)を参照されたい。

するための正確な情報が求められる。そのため、買い手は生産情報を詳細にモニターすることを目的に、契約の形態をとることが行われる。また、契約によって事前の生産、収穫、流通が適切に設定され、現場でのモニタリングやアドバイスが行われることで、特定の属性を持った農産物（たとえば有機農産物）を獲得することが容易になるというメリットもある²。

2.3. アグリビジネス企業と農家の契約形態

このように様々な市場の不完全性と取引費用の高さに対処するため、先進国はもとより途上国でも契約農業が広く普及してきた。その一方で契約農業の具体的な契約内容は、契約元であるアグリビジネス企業の経営能力や直面する市場環境、そして契約先である農家の要素賦存状況（土地面積、労働者数など）によって大きく異なる。Key and Runsten (1999)ではこの点に注目し、市場不完全性の特徴とアグリビジネス企業が選択する取引形態（スポット市場取引、契約農業、垂直統合）がどのように関連しているのか、特定の市場環境においてアグリビジネス企業がどのタイプの農家（大規模経営農家、小農）を契約先として選好しているのかについて、7つの視点から記述的に考察している。7つの視点とは、1) 信用、2) 保険、3) 情報（農業技術・品質に関する情報、労働努力の監視）、4) 生産要素（専門的な投入財、農家の管理する投入財）、5) 生産物市場、6) サーチャ、スクリーニング、財の移転に伴う取引費用、7) 契約の交渉力（bargaining）と履行強制コストのことである。

各々の側面について簡潔に説明すると、1) の信用供与について、商品作物などの非伝統的な農作物の栽培では伝統的作物よりもコストが高いため、その生産を維持するために農業生産者はより多くの資金を保有する必要がある。その際、アグリビジネス企業は農家の監視や信用契約の履行強制の面で銀行よりも優位にあるため、農作物の収入から負債を直接に控除することも可能となり、生産農家への信用の貸し手としての役割を果たすこともできる。また、農家と企業との契約は信用契約に付随する行政コストや移動コストを最小化する効果も持っている。

とりわけ、信用力や担保資産が不足して銀行融資へのアクセスが制約されがちな小農は、アグリビジネス企業の信用サービスへの需要が強く、企業も信用提供によってより多くの利潤を獲得できる可能性がある。反面、小農によるデフォルトのリスクや契約に伴う取引

² その一方で、契約農業の導入はアグリビジネス企業と農家に新たなリスクやコストを発生させる。例えば、契約元である企業は詳細なガイドラインを作成したり、農家が確実に実施しているのか監視したりするコストが必要となる。それに対して農家では、企業が契約どおり農産物を買って取ってくれるかというリスク（契約破棄のリスク）や、農産物が一定の基準に達しないと買い取り（販売）できないというリスクにも直面する。契約に関して、事前に規定すべき状況が明記されていない「契約の不完備性」（incomplete contract）や、契約で規定した事項を実際に行うことができない「履行強制の不完全性」（imperfect enforcement）を明示的に取り入れたモデルについては Hart (1995)、柳川 (2000) を参照されたい。

費用の存在が、小農への信用提供による利得を上回ってしまう場合には、企業は金融機関から信用を獲得できる農家との契約を嗜好することも考えられる。

2) の保険について、アグリビジネス企業が販売する農作物は、地元で伝統的に栽培されている農作物よりも生産コストが高く、かつ収量や価格の変動も大きくなりがちなため、保険市場の存在が重要となる。しかしながら、途上国の低所得者は一般に消費平準化のためのフォーマルな手段へのアクセスが困難であり、かつリスク対処のためのインフォーマルな手段は高いコストや非効率性を伴うことも多い。それに対して、契約元のアグリビジネス企業は、生産地を分散させることで収量や価格の変動を相殺することができるため、農家の直面する価格変動を保証することで、リスク回避的な農家がリスクを削減するために支払うリスクプレミアムを獲得することが可能となる。

3) の情報については、生産情報・技術、タイミング、品質という側面と、労働努力の監視という2つの視点がある。前者について、最適な栽培技術に関する情報や企業が求める農産物の情報や輸出のための化学肥料の基準といった情報に関する市場の未発達、あるいは価格には適切に反映されることが困難な品質といった情報の存在が、生産農家と企業との連携を強化する要因となることを示唆する。他方、農作業の労働監視の問題を回避するため、企業は直営農場などの垂直統合ではなく、残余請求権（residual claim）を農家自身が保有する自作農（family farming）との契約栽培を選択するケースも存在するという。

続く 4) の生産要素市場では、専門化された投入財市場（非伝統的な農作物に関する栽培技術や農薬散布の方法や種子・化学肥料・農薬を購入するための市場）と家族労働・土地に関する市場の2つに分類する。前者については、投入財市場の未発達を補完するために、アグリビジネス企業が資源提供的・垂直統合的な契約を提供することが行われているという。とりわけ労働力が相対的に豊富で低廉な途上国では、労働節約的な技術は採用されにくいため、契約農業において小農の方が有利であるが、賃金・資本価格が徐々に変化するにつれて大規模農家の優位性が高まるといえる。それに対して家族労働市場の欠如と土地所有権の不明確さは、企業による直営農場の建設などの垂直統合を阻害するため、企業は労働集約的な農作物に関して小農と契約農業を行うインセンティブが存在することが示されている。

5) の生産財市場について、特定農作物の生産量が少なく、市場流通規模が限定されている状況では、企業は農産物の数量を十分に確保することができなかつたり、加工需要に適時に対応することができなかつたりする。そのため、企業は直営農場や農業契約を通じて必要とされる農産物を確保するインセンティブを持つようになるという。

表1 市場の失敗に対するアグリビジネス企業の組織的対応

市場の不完全性と取引費用の特徴	組織的対応			契約農業で選好される生産農家の特徴	生産農家の規模
	スポット市場	契約農業	垂直統合		
1) 信用市場の不完全による生産農家の高い信用コスト（資源提供的契約による企業による信用提供）	-	+	+	流動性に関するシャドープライスの高い農家	S
信用市場への助成による生産農家の信用コストの低下（企業による貸出の優位性低下）	+	+	-	信用にアクセス可能な農家	L
2) 保険市場の不完全性と作物価格リスクの高さ（先渡契約による企業による保険的機能）	-	+	+	自己保険能力の低いリスク回避度の高い農家	S
保険市場の不完備と作物収量リスクの高さ（モラルハザードによる企業の保険的機能の制限）	-	-	+	自己保険能力の高いリスク回避度の低い農家	L
3) 生産情報に関する市場の不完全性（技術、タイミング、品質）	-	+	+	?	?
作物栽培の技術的要求の高さに起因する高い労働監視コスト	+	+	-	自己監視可能な労働者比率の高い農家	S
4) 専門的投入財市場（機械、化学肥料、種子など）の不完全性	-	+	+	?	?
農家の家族労働と農地に関する市場の欠如（労働集約的農作物のケース）	+	+	-	土地賦存量に対する家族労働力数の高い農家	S
5) 地元の農産物市場の欠如（あるいは取引量の少なさ）	-	+	+	?	?
6) 契約締結のための大きい探索・スクリーニング費用	+	+	-	取引頻度を最小化できる大規模土地保有者	L
7) 少数の加工企業による買取市場の寡占	-	+	-	?	?
組織化された農業生産者による交渉力の獲得	+	-	+	組織化されていない生産農家	S
企業の資産特殊性の強さと農業生産者の資産特殊性の低さ	+	-	+	資産特殊性の高い農家	?
生産農家による他の収入（生産）機会の少なさ（企業のパーキングコストの低下）	-	+	-	貧しくかつ生産資産の保有量が少ない農家	S
契約履コストの高さ（法制度の機能不全）	+	-	+	契約不履行の可能性が低い農家	?

(出所) Key and Runsten (1999: 391).

(注) 1) 組織的対応の「+」はその戦略が選好されること、「-」は選好されないことを意味する。

2) 生産農家の規模について、Sは小農、Lは大規模農家を示す。

そして 6) の契約農業に伴う探索、スクリーニング、財の移転に関する取引費用の存在は、企業に対して市場取引、あるいは農業のインテグレーションを促進する可能性がある。さらに、例えば契約先農家に対する技術普及サービスの提供コストは農家あたりで一定であるため、契約に伴う固定的な取引費用の存在は、企業に対してより経営規模の大きい農家を選好する要因になると考えられる。

最後の 7) について、契約の交渉力と履行強制コストは、企業が契約農業を通じて獲得できる利得の大きさと直接的に関連するため、著者らは交渉力と履行強制コストを規定する要因をエージェントモデルに基づいて考察している。この説明は多岐にわたるため、本稿では詳細な説明は割愛するが、契約時の交渉力に影響を与える要因として、生産農家が選択可能な当該企業以外の契約オプションの有無、潜在的な取引農家の戸数、関係特殊資産の保有状況、生産農家の契約栽培以外の収入機会、農家の組織化状況と組織員数といった点が挙げられる。他方、履行強制については、企業は農家が契約を履行するために、今後の取引停止と法的措置という 2 つの手段を主に利用する。ただし、一般に途上国では法制度が十分に機能していないため、法的措置の有効性は低い一方で、企業が独占的な市場競争力を持っている場合には、今後の取引停止が有効な脅迫手段になるという。

表 1 では Key and Runsten (1999) に基づいて、市場の不完全性と取引費用の特性とそれに基づくアグリビジネス企業の組織戦略（スポット市場、契約農業、垂直統合の選択）、そして契約農業で選好される生産農家のタイプ（小農、大規模経営農家）を示した。この表に示されるように、市場の不完全性と取引費用のあり方によって企業が選択する組織戦略は大きく異なること、契約農業が企業によって採用される場合でも、必ずしも大規模経営農家のみが契約先として選択されているわけではないことがわかる。そこで、次項では契約農業と小農との関係について、改めて議論していく。

2.4. 企業による契約先選択と農家の契約農業への選好

2.4.1 企業による契約選択の行動原理

アグリビジネス企業が主体となる契約農業やインテグレーションについて、既存研究では否定的に捉えられることが多かった。その理由として、アグリビジネス企業が強大な力を利用して、契約の形で安価な労働力を利用したり、農産物の価格変動のリスクを農業生産者に押しついたりすること、あるいは契約農業では小農が排除され、契約農業の恩恵が小農まで届かないことが指摘されてきた。また、契約農業はその初期段階には農家の所得向上と雇用増進を実現するが、農家は次第に不利な立場におかれ、生産地の生態・経済環境が悪化していくことも主張されてきた (Little and Watts 1994, Singh 2002)³。

³ サブサハラアフリカにおける契約農業の研究サーベイを行った Oya (2012) によると、サブサハラアフリカの実証研究では調査対象の地域や取り上げられる事例に偏りが大きく、また契約農業の導入は特定の農産物に限

しかしながら前項で見たように、契約農業は市場の不完備を補完するために様々な機能を果たして、契約のあり方や当該地域の経済条件によって、必ずしも小農が排除されているわけではなく、むしろ大規模経営農家よりも小農の方が選好されるケースも存在する。さらに、農業をめぐるグローバル化の進展（貿易障壁の低下と外資系スーパーの途上国への参入、情報伝達手段の発展、輸出指向型の農業生産の進展、集荷体制の現代化）、都市化に伴うスーパーマーケットの発展、途上国地域の所得向上と食生活の変化とともに、小農によって栽培された農産物が先進国や途上国の高所得消費者と直接結びつき、小農の経営に新たな可能性をもたらすことも指摘されている（Reardon et al. 2009, Miyata et al. 2009）⁴。

アグリフード産業の転換による小農に対する「包摂」（inclusion）と「排除」（exclusion）を考察した Reardon et al (2009)では、企業との契約取引の参入に関して、大規模経営農家の参入は多いが、必ずしも大規模経営農家が有利であるとは限らず、小農が参入するケースも存在していることを指摘する。同論文ではその理由として、以下の4つの点を提示する。第一に、小農は相対的に資産が少なく、かつリスクに対して敏感であるが、伝統的な販売チャンネルと現代的なチャンネルとの間でいずれのリスクが高いのか、先験的に確定することはできないことである。第二に、小農は資本市場へのアクセスでより多くのコストを負担しがちであるが、その一方で自家労働のコストも低いため、コストがキャンセルアウトする可能性が挙げられる。具体的には、労働集約的な農業生産で小農の方が比較優位を有している。

続く第三に、小農はチャンネルが要求する土地以外の資産を十分に保有しない傾向はあるが（規模の不経済の可能性）、小農が連携することで規模の不経済や取引費用の大きさも克服可能という点である。また、小農間でも non-land assets（灌漑、道路への距離）の面で大きな格差が存在し、それが参入障壁となっているケースも存在している。最後の第四に、アグリビジネス企業が資源提供的契約（resource-providing contracts）を提供することで、小農固有の市場の失敗を克服し、大規模経営農家と比較した競争力を維持することも可能という点が挙げられる。

さらに Barrett et al. (2012)では、Reardon et al. (2009)の議論をより一層深化させ、小農の契約農業への参加について、アグリビジネス企業による選択行動も含めた、より体系的な枠組みを提示する。具体的に記述すると、小農による契約農業への参加は以下の4つの段階を経ているという。すなわち、1) 集荷先の候補地域に関する農業生態環境の持続可能性や取引費用（輸送費用や治安状況、通信環境や契約履行に関連した法制度など）を考慮したアグリビジネス企業による集荷地域の立地選択、2) アグリビジネス企業による契約条項

定されていることが多いため、契約農業の効果が過大に評価される傾向があるという。

⁴ FAOの Contract Farming Resource Centre では途上国の小農が契約農業によって不利な立場におかれないう、契約締結のための手引きや契約書のサンプル、契約に関する運用上の注意などの情報を提供している。詳細については、<http://www.fao.org/ag/ags/contract-farming/index-cf/en/>を参照されたい。

と契約先農家の選択（情報の非対称性の問題、関係特殊資産への投資によるコミットメントの有無、農業協同組合・NGOへの参加の有無）、3）小農による契約受入の有無に関する決定と、受入後の農家による主観的期待効用の変化（契約による市場の失敗への補完、企業の経営能力による農業生産のコスト・リスク削減による伝統的作物への生産意欲の低下、消費者が支払う品質プレミアムの保証）、4）企業と農家による契約への対応（契約遵守・破棄、機会主義的行動によるホールドアップ問題）である。

Barrett et al. (2012)はこの枠組みに依拠しつつ、5カ国（ガーナ、インド、マダガスカル、モザンビーク、ニカラグア）に関する農家調査に基づきながら、契約農業の実態と小農問題について考察している。この事例研究では、土地保有面積やその他の初期資産と契約農業への加入との関係について、地域によって結果が大きく異なり、必ずしも小農（あるいは土地以外の初期資産の少ない農家）が契約農業から排除されていないことが指摘されている。また、契約農業への参加による小農の経済厚生への影響を正確に計測するために、パネルデータ分析、操作変数、regression discontinuity、マッチング推計といった手法が重要であることも強調する。

2.4.2 契約デザインと農家の契約農業への選好

契約農業に関する実証分析では、小農の排除や契約締結による農業所得の向上（あるいはその波及効果の定量化）が主要な論点となってきた。その一方で、最近の研究では小農が契約農業に対してどのような選好を持ち、どのような契約のデザインが小農の契約農業への参加を促進するのかという点が注目されている。この分野の代表的な研究である Masakeru and Henson (2005)は、ジンバブエの輸出加工企業と契約栽培を行う農家への詳細なヒアリング調査とアンケート調査を行い、小農が伝統的な作物栽培から非伝統的な農作物の契約農業に移行するモチベーションを考察している。主成分分析とクラスター分析の結果、市場の不完全性、非直接的便益（技術の習得など）、所得面での便益、無形の便益（誇り、自己満足など）といった要因が契約農業への参加のモチベーションとなっていることを明らかにした。

他方、Masakeru and Henson (2005)の視点を発展させた Abebe et al. (2013)の研究では、契約農業に対する農家選好の効用関数を想定し、契約デザインの特性（contract design attributes）を 1) coordination、2) motivation、3) transaction cost の3つに分類し、それらに対する小農の選好の違いが契約農業への参加に対してどのように影響するのかについて、エチオピアの種芋栽培農家への実験ゲームに基づいて検討している。種芋栽培は農地の集約的な利用が必要で、投入財の費用が高く、農業栽培の季節性も高いため、他の農作栽培と比較してリスクが大きい。そのため、著者は農家が種芋の農作物としての特性と契約に対する自身の選好を加味した効用に基づいて、契約農業への参加を選択していると想定する。調査対象農家数は144世帯（72世帯は契約農業を行った経験のある農家、残りの72

世帯は契約農業の未経験農家)で、契約の特性に与える影響を定量化し、discrete choices experiments (DCEs)を利用して、契約農業に対する世帯の選好度を定量的に評価している。

実証分析の全体的な結果として、小農はリスク回避的であることが明らかとなったが、固定価格による販売よりも変動価格による販売を農家が選好することも示された。また、契約農業への参加意欲を高める契約の特性として、書面での契約、技術面での支援、買い手からの種子・投入財の提供、variable quality scheme (一定の基準による品質評価ではなく、実際の品質に応じた評価)といった点が指摘されている。このように契約農業に対する選好を明確にすることで、小農による契約農業への参加を促進するような制度設計を提案することが可能となる。

ただし、契約デザインの特性のみが農家による契約への選好に影響を与えているわけではなく、スポット市場の状況やアグリビジネス企業による農業インテグレーションの度合いによって左右される点にも留意する必要がある。また、契約農業は契約不履行の問題や契約更新の不確実性、契約更新の際の新たな投資要求や販売価格の引き下げといった新たなリスクも発生させている (MacDonald and Korb 2011: 5-6)。そのため、契約の前後で農家の選好にどのような変化が発生しているのかについても、十分に考慮していく必要がある。

3. 中国における契約農業の研究動向

3.1. 中国契約農業の既存研究

中国人の所得水準の向上と食の安全意識の向上とともに、中国国内でも契約農業は大きな広がりを見せている。その一方で筆者の知る限り、契約農業に関する全国的な統計調査の結果は公表されておらず、地方政府による断片的な統計データや研究者が特定地域で行った調査結果を除くと、契約農業に関する全国的な普及状況は明らかになっていない。ただし、工商局による農民專業合作社関連の統計(2010年)によると、工商局に登録済みの37.91万社の農民專業合作社のうち、4万社以上の合作社が農作物の質量安全認証の取得に取り組み、2.4万社以上の合作社は無公害食品や緑色などの品質認証を取得し、1.1万社以上(2011年9月末では1.56万社)の合作社がスーパーや流通企業と直接取引(「農超対接」)を実施しているという(「中国農民專業合作社網」2010年10月18日、『農民日報』2011年12月13日)。

契約農業、あるいは農家とスーパーとの直接取引について、中国では2000年代から盛んに議論され、多くの調査研究が発表されている。契約農業に関する研究全体の傾向としては、生産農家のマイクロデータを利用した実証研究が中心で、それらは大きく1) 契約農業

に対する参加要因を統計的手法（二項モデルなど）によって実証した研究、2）契約農業への参加による農家の経済厚生（農業純収入、農家所得）への影響を定量的に計測した研究に分類される。

1）の参加要因に関する代表的な研究として、郭（2005）、祝・王（2007）、Wang et al. (2011)が挙げられる。春節時に地元農村に戻った浙江大学の学生が実施した農家調査（13省、47県、1036世帯）のデータを利用した郭（2005）の研究では、契約農業への参加要因を1）世帯主の属性（教育水準、リスクへの態度など）、2）農業経営の状況（専門化の程度、商品化率）、3）農作物の種類、4）農産物市場の特性（価格変動の大きさ、販売先市場の場所）、5）農家をめぐる環境（交通状況、政府からのサポート）に分類し、それらの影響をロジットモデルによって明らかにしている。また、祝・王（2007）では、新疆のトマト栽培農家（5県、481世帯）に関する調査データを利用して、郭（2005）と同様の視点から、契約農業に影響を与える要因を定量的に実証する。

それに対して Wang et al. (2011)は、企業と農家との販売価格に関する契約価格の設定方法（固定価格、最低買付価格）と農家のリスク選好度の違いが、農家の契約面積比率や農家による契約遵守率にどのように影響を与えるのかについての理論モデルを提示する。その上で、山東省のキャベツ栽培農家のデータを利用した契約農業へのコミットメントに関する定量分析を行った結果、リスク愛好的で耕地面積が大きい農家ほど契約農業に積極的なこと、農家による契約遵守率は契約買付価格が高いほど、市場買付価格が低いほど有意に高まることが示された。この結果に基づき、Wang et al. (2011)は中国の生産農家は契約農業をリスク削減のための手段というよりも、高い販売価格を実現するための手段として利用されていることを主張する。

他方、2）の契約農業への加入効果について、代表的な研究として胡ほか(2006)、蔡(2011)、施ほか(2012)が挙げられる。山東省のリンゴ栽培農家を分析対象とした胡ほか(2006)では、契約農業への参加が農家の栽培技術の向上を通じて農家純収入増進を実現していることを実証した。同じく山東省のリンゴ栽培農家を対象とした蔡(2011)では、農民專業合作社への加入が農家の取引費用（農業生産資材購入の通信費、輸送費、労働時間コスト）を引き下げる一方で、リンゴ栽培純収入を高めることを統計的に示した。また、3省（山東省、海南省、浙江省）のブロッコリー生産農家を対象とした施ほか(2012)では、スーパーに農産物を直売する農民專業合作社に所属する農家の方が、それ以外の農家と比べて単位面積あたりのブロッコリー栽培純収入が有意に高いことを示した。

ただしこれらの研究に共通する問題点として、契約農家とそれ以外の農家では農家の要素賦存状況や農業生産への意欲、農業技術の高さといった面で質的な相違が想定されるにもかかわらず、契約農業参加の内生性をコントロールしていないため、契約農業への加入効果を過大・過小に評価している可能性が高い点が挙げられる。そのため近年の研究では、契約農業参加の内生性を配慮した分析も進んできた。Miyata et al. (2009)は山東省で契約栽

培農家と非契約栽培農家の双方に対する調査を行い、契約農業への参加は内生性をコントロールした推計でも農家収入に対して有意な正の効果をもたらしていることを実証した。他方、伊藤ほか（2010）と Ito et al. (2012)では、江蘇省のスイカ栽培農家を対象に、合作社への加入農家と未加入農家の双方へのアンケート調査を実施し、加入内生性をコントロールした最尤推計法や傾向スコアマッチング（propensity score matching）による比較分析を通じて、合作社への加入効果を厳密に推計している。

一方、契約農業に関する参加要因の特定化と加入効果の計測以外の研究としては、Guo and Jolly (2008)が農業による契約農業の遵守率に注目した興味深い研究を行っている。この研究では、アグリビジネス企業レベルのデータを利用し、契約農業の形態が農家による農業契約遵守率がどのような要因によって影響されるのかを統計的に実証した。本研究の分析結果として、最低買付価格の設定、契約先農家への投資の要請、契約を遵守した農家へのボーナス提供といった要因が農家による契約遵守率を有意に高めることを主張する。また、山田（2013）は山東省のリンゴ果汁企業に焦点をあて、企業と生産農家への詳細なヒアリング調査に基づいて契約農業への参加要因を考察している。山田（2013）によると、契約農業の導入によって生産技術や市場情報、生産資材購入と生産物販売の面で農家は取引費用を節約することができるとともに、市場価格の変動や売れ残りといったリスクも削減可能となったことを示した。その一方で、企業は高い品質基準を実現するために価格・収量変動リスクを負担していること、さらに土地制度の特殊性、公的サービスの未整備、供銷合作社の立て直し等といった非市場的要因が契約農業の普及において大きな要因となっていることも指摘する。

3.2. 中国における土地制度の設計と小農排除問題

このように中国の契約農業について、様々な視点から調査研究が進められ、その実態の一端が明らかとなってきた。その一方で筆者の知る限り、中国の契約農業研究ではアグリビジネス企業による契約農業に関する立地選択について、体系的な実証分析は行われていない⁵。また契約デザインと農家の契約選好との関係については、前述のWang et al. (2011)が契約価格の設定と農家行動との関係をモデル化しているが、契約デザインに対する農家の選好について実験ゲームによって実証する研究も行われてない。

⁵ 契約農業の普及と密接な関係にある農民專業合作社について、複数の農民專業合作社へのヒアリング調査とアンケート調査に基づき、農民專業合作社の發展経路と、そのなかでの契約農業を含めた取引関係の変化について分析する研究も出てきている。韓主編（2007）は、東部・中部・西部という3つの地区を代表する140社の專業協會と專業合作社に対するアンケート調査に基づいて、農民專業合作社の經濟活動や組織としての特徴を整理している。また、郭・張編（2010）は10省・29地区の47社の農民專業合作社の代表者に対するヒアリング調査とアンケート調査を行い、合作社の發展過程や実際の機能を具体的に描き出している。さらに孔ほか（2012）では、3省・自治区における114社の農民專業合作社と1039世帯の會員農家へのアンケート調査に基づき、合作社の經濟的機能と會員農家への經濟効果について詳細に議論する。

他方、中国の契約農業研究では小農排除の問題を明確に取り上げることは非常に限定的であったが、近年の研究では論点の一つとして注目されている。契約農業への参加要因を統計的に分析した Miyata et al. (2009)は、土地面積の大小は参加決定に有意な効果をもたらしていないことから、小農排除に否定的な立場をとる。それに対して、伊藤ほか (2010)と Ito et al. (2012)ではスイカ栽培面積の小さい農家ほど合作社への参加率が有意に低い一方で、合作社加入による潜在的な経済効果は大きいことから、合作社による小農排除の可能性を示唆するなど、分析結果は論文によって大きく異なる。

その一方で、契約農業における小農排除を考察する際、対象とする国・地域に関する土地の制度的特徴を踏まえること、地域間・地域内での土地面積の不平等度とその変化について十分な統計データを準備することは不可欠な作業である。とりわけ、土地の国家所有・集団所有という非常にユニークな制度的特徴を有する中国を考察する場合には、中国農村の実態を踏まえた慎重な議論が不可欠である。しかしながら、上述の研究による小農排除問題への考察は、統計的手法による規模別格差の有無を検定するにとどまり、その背後に存在する土地の制度的特徴や地域内の土地市場のあり方について十分な考察が行われていない。そこで以下では、中国の土地制度の特徴と実態を踏まえたうえで、中国における小農排除の問題について議論していきたい。

3.2.1 中国の土地制度と小農排除

中国の土地問題を考察する際にまず注意すべきは、中国の土地は基本的に私的所有が認められていない点で、都市部の土地については国家所有、農村部（農村および都市郊外の土地）の土地は法令で定めた国有の土地を除いて集団所有（中国語で「集体所有」）となっている。そして農村部の土地については、1980年代前半から実施された農業生産請負制を通じて、農家が土地を使用する権利を集団から一定の契約期間で請け負い（「承包」）、農業生産を行っている⁶。

この土地請負権については、基本的に行政村、あるいは村民小組を単位として行われ、人口に応じて均等に配分する方法、あるいは人口に応じた土地の配分（「口糧田」）と労働力数に応じた土地の配分（「責任田」）を組み合わせた方法（「両田制」）が採用されている。また、農業生産責任制が実施された1980年代前半には、土地の請負契約年数は15年間と規定されていたが、1993年の国务院通達（「農村土地承包関係の一層の安定化と改善に関する通達」）によって、請負期間が30年間（草地は30～50年、林地は30～70年）に延長されることが決まった。そのため、第1回請負から15年目を経過する1998年前後にかけて、第2回の土地請負権の再配分が大多数の農村で実施されている⁷。

⁶ 中国の土地管理法によると、都市部の土地に関する使用権の期限は、居住地为70年、工業用地が50年、教育文化関係用地が50年、商業・観光・娯楽用地が40年、その他は50年と定められている。

⁷ 人民大学とアメリカ農村発展研究所（RDI）が中心となって5時点（1999年、2001年、2005年、2008年、

第2回請負権の再配分について、人民大学とアメリカ農村発展研究所（RDI）が中心となって実施した調査（葉ほか2000）によると、1999年までに大規模な土地調整が実施された行政村の割合が50.8%、小規模な調整にとどまった行政村の割合は49.2%でほぼ半々の比率となっている。さらに第2回請負権の再配分方法に関する調査結果によると、両田制がもともと導入されていなかった行政村の割合は65.2%と最も高く、再配分にあたって両田制が廃止された行政村の割合も17.2%を占めるのに対して、両田制を引き続き採用した行政村は17.6%にとどまる。したがって、第2回請負権の再配分後は人口あたり均等に土地を配分する制度が主流となっていると言える⁸。

また、第2回請負権の再配分後も全国各地で土地の調整が行われている。豊ほか（2013）によると、第2回請負後に土地調整が実施された行政村の割合は、2001年には20.9%、2005年には36.9%と相対的に高かったが、2008年では37.5%、2010年では40.1%となるなど、2005年以降はその割合がほとんど上昇していない。さらに土地調整を実施した理由に関する調査によると、「人口変化」を理由とする行政村の比率が69.6%と圧倒的に高い比率を占め、序で「土地転用」（12.2%）となっている⁹。これらの結果から、第2回請負権の再配分後の調整は、人口変化による調整を中心とした小規模な調整にとどまることが示唆される。

その一方で周知のように、中国は広大な面積と多様な風土を抱える大国で、生態環境や栽培される農産物は地域によって大きく異なる。そして、土地生産性の高低とそれに基づく人口密度の格差が、地域間での土地面積格差として歴史的に形成されてきた。第2回農業センサス（2006年）のデータによると、農家あたりの耕地面積の全国平均は8.26ムー（1ムー＝約6.67アール、15ムー＝1ヘクタール）であるが、地区別にみると農家あたりの耕地面積は大きく異なる。経済発展が進展する東部地区では、農家あたりの耕地面積は5.04ムーにとどまり、穀物の主産地である河南省や湖南省を含む中部地区でも6.72ムーとなっている。それに対して、新疆自治区やチベットといった高原地帯を含む西部地区の平均耕地面積は10.61ムー、肥沃な平原が広がる東北地区の平均耕地面積も22.61ムーとな

2010年）で17省において実施した約1600～1900世帯に対する農家調査（豊ほか2013）によると、2000年までに第2回請負権の再配分を実施した行政村の割合は85.2%で、とりわけ1995年、1998～99年の時期に集中的に実施されたという。また、第2回請負権再配分が実施された行政村のうち、請負年数が30年間と回答した行政村の割合が77%、30年間ではないと回答した村の割合が14%（うち40年間と10年間でそれぞれ6%）となっている。

⁸ 土地請負制度の政策変化に呼応する形で、土地に関する法制度の整備も推し進められている。まず請負期間の30年間への延長については、1998年に改定された土地管理法で法制化された。それにあわせて、集団と農家との間で「承包合同書」（農業部が管理）と「土地承包經營権証」（土地管理局が管理）を取り交わす作業も行われてきた。さらに農民の土地請負権に対する物権的保護を主たる目的とする農村土地承包法が2003年から施行されたことで、土地に対する農民の権利保障も強化されてきている。土地制度の詳細については、實劔（2012）を参照されたい。

⁹ 農地調整の実施理由については、年度ごとの調査結果（2001、05、08、10年）調査の結果が存在する。それによると、人口変化を主たる理由とする農地調整の割合は2001年の78.7%から2010年には66.1%に低下する一方、農地転用の割合が10.8%（2001年）から13.1%（2010年）、土地整理が0.7%（2001年）から9.0%（2010年）に上昇している（豊ほか2013）。

るなど、耕地面積に関する地域差は非常に大きい。したがって、中国における土地問題を考察する際、地域内（行政村内、村民小組内）での相対的に平等な土地配分と、地域間（郷鎮間、県間、省間）での土地賦存状況の大きな格差という点について、適切に区分して議論することが必要不可欠である。

また、東南アジアや南アジアの諸国では、地主層、自作農、小作農、土地なし農業労働者といった土地階層による経済的社会的格差が大きく、そのような土地階層の格差は農村内部でも観察することができた（梅原・水野編 1993、水野編 1995）。それに対して、中国では 1940 年代末の新中国建国前後から中国共産党を中心に進められた土地改革によって、地主が所有する農村部の土地が農民に無償で配分された。もちろん、文化大革命などの政治闘争時期には旧地主や資本家といった解放前の社会階層が批判の根拠として用いられたが、大規模な土地を所有するという意味での地主層は解放後にほぼ一掃されている。

他方、中国を始めとした途上国について、土地面積の大小が農家による金融機関への信用アクセス（信用制約）と密接に関連している点が指摘されてきた（Feder et al.1990, Feder et al.1993, Barham et al. 1996、寶劔・蘇 2008）。すなわち、零細農家は担保となる資産が不足しているため、信用制約に陥る確率が高くなり、新たな農業技術の導入や生産設備への投資が阻害されているという。しかしながら中国はほかの途上国と異なり、金融機関が土地請負権を担保とすることが原則上、認められていなかった¹⁰。また、農業生産目的の融資については、農家による連帯保証に基づく農民信用合作社からの借入が広く普及していて、農業の投資資金や運転資金の借入は多くのケースで連帯保証融資によって賄われている¹¹。もちろん、農業生産以外の目的で大規模な資金を借り入れる場合には、融資にあたって農家の個人信用や担保は重要な審査基準となるが、少なくとも農業融資に限定すれば、農家の信用制約の問題はそれほど深刻ではないと考えられる。

このように、中国における農村内部の土地請負面積の配分は概ね平等主義的に実施されてきたこと、地主層や小作人といった社会階層の区分について、少なくとも 2000 年前後までは重要な意味を持たなかったこと、そして土地面積の大小が金融アクセスの制約要因とはならなかったことが指摘できる。以上の点に鑑みると、中国農村における小農排除の問題を考察する際、東南アジアや南アジア地域における地域内での土地階層・社会階層を前提とした「小農排除」の議論は、地域間の土地面積の格差を擬似的に小農排除と見なしている危険性があると考えられる。

¹⁰ 土地経営権の担保化については、2000 年代半ばから一部地域で政策実験が実施され、2014 年の一号文件には土地請負権を持つ農家による土地経営権の金融機関への担保化を認めることが初めて明記された。ただし、土地経営権を担保化した場合でも、土地請負権については依然として農家が保有していることは、一号文件草案の中心人物である陳錫文・中央農村工作指導グループ・副グループ長が明言している（『農民日報』2014 年 1 月 23 日付け記事）。

¹¹ この点の詳細については、寶劔・蘇（2008）を参照のこと。また、筆者が 2011 年の山西省新絳県で実施した野菜栽培農家に対する調査によると、野菜ハウスの建設や農業運転資金の多くは農村信用合作社からの連帯保証融資によって賄われていて、信用制約に陥っている農家の割合は極めて低いことが示された。

3.2.2 土地面積の変化と政府の機能

その一方で、2000年代以降の世帯構成の変化（出生・死亡、婚姻などの社会的移動、労働移動など）につれて、中国でも地域内の世帯人口あたり土地請負面積に格差が徐々に生じ始めている。それに加え、中国では農業産業化の進展とともに土地流動化の割合も大きな上昇傾向を見せている。中国農業部農村経済研究センターが実施する「固定観察点調査」（中共中央政策研究室・農業部農村固定観察点弁公室編 2001、2010）によると、1986年の「転包田比率」¹²は3.4%で、その後も1990年代前半は3~4%前後の水準にとどまっていたが、1990年代中頃から上昇傾向をみせ、1995年の4.5%から2000年には8.3%、2007年には16.3%へと顕著な上昇を示している。さらに2013年12月に農業部が公表したデータによると、2013年6月末の農家請負耕地面積に占める請負土地流動化面積の割合は23.9%に達したという（『人民日報』2013年12月9日付け記事）。

その一方で、アグリビジネス企業が農家との契約農業を実施する際、まとまった土地を確保したり、対象農家の選定や農家との契約締結をよりスムーズに進めるため、行政村に仲介を依頼することが一般的である（朴・坂下 2004、坂爪・朴・坂下編 2006、寶劔 2009、山田 2013）。また、契約農業の実施にあたっては、地方政府（村民委員会、郷鎮政府）を中心に農民專業合作社が設立されることも多く、合作社が契約手続きの代行や農業技術指導を担当するなどの機能を果たしていることが指摘されている（寶劔 2009、寶劔 2014）。その意味で、土地流動化の問題を考察する際には、地方政府による具体的な政策を追っていくことが必要不可欠である。

このように、中国農村部では中国特有の土地制度の存在によって、少なくとも1990年代末までは地域内の土地賦存状況に大きな格差が存在しなかったが、農業経営方式の転換（大規模農業経営、兼業経営、自給的農業など）と家族構成の変化（出生・死亡、婚姻による人口移動、労働移動など）とともに地域内でも土地経営面積の格差が徐々に拡大していることが考えられる。また、契約農業の実施や農民專業合作社の設立には、村民委員会や郷鎮政府などの地方政府が重要な役割を担うなど、村全体としての農業の基本的条件や行政機構の管理能力の違いが、アグリビジネス企業の立地選択に大きな要因になっていることも指摘できる。

したがって、途上国に関する土地所有の格差を前提とした「小農排除」という分析視点は、中国農村・農業問題研究において必ずしも有効性の高いものではなく、むしろ地域内の土地経営面積の格差がどのような要因によって発生し、どのような要因がそれを阻害しているのか、そして土地経営面積の格差が農業経営のあり方や農業収益性の格差に対して

¹² 「転包」とは、農家が土地請負期間内で一定の条件によって第三者に再度、土地を請負に出す方式（1980~90年代の農流流動化の方式として最もポピュラー）のことで、本章では農家の耕地面積に占める転包田面積の割合を「転包田面積比率」と定義した。

どのように関連しているかといった点を実証していくことが、中国農業の実態を解明する上でより重要であると言える。

4. おわりに

本稿では、途上国農村において発展の著しい契約農業に注目し、1) 農産物の生産量・生産価格の不確実性とリスク、2) 生産農家と加工・流通業者との間の取引費用を中心に、契約農業が導入される経済学的根拠を明確にするとともに、市場の不完全性と取引費用のあり方がアグリビジネス企業の選択する取引形態や取引対象農家に与える影響について、既存研究に基づいて整理してきた。さらに、近年の契約農業研究で注目されている「小農排除」の問題について、中国農村の実態からその課題と今後の研究の方向性について考察した。

中国の「小農排除」に関する本稿の暫定的な結論として、途上国における土地所有の格差を前提とした「小農排除」という分析視点は、行政村（あるいは村民小組）内での均等な土地配分を原則とする中国農村の実態に必ずしも即したものではなく、土地面積に関する地域間の格差との錯誤の危険性があることが指摘できる。そのため、土地面積に関する地域間格差と地域内格差を明確に区分しつつ、経営規模と契約農業との関係を考察することが重要であると言える。

その一方で、中国でも家族構成の変化や土地賃貸市場の発達とともに地域内でも土地経営面積の格差が徐々に拡大するとともに、アグリビジネス企業による地方政府を通じた大規模な農地の借入や自作農との契約農業も普及してきている。このような状況に鑑みると、地域内の土地経営面積の格差がどのような要因によって発生し、どのような要因がそれを阻害しているのか、またアグリビジネス企業がどのような地域（村民小組、行政村、郷鎮）を契約先として選択するかという、より広い意味での「排除」という視点から契約農業の問題を考察することが、今後の中国農村研究に必要不可欠である。

[参考文献]

<日本語文献>

- 池上彰英・寶劔久俊編（2009）『中国農村改革と農業産業化』アジア経済研究所。
- 伊藤順一・包宗順・蘇群（2010）「PSM法による農民專業合作組織の経済効果分析」『アジア経済』第51巻第11号、pp. 44-73。
- 梅原弘光・水野広祐編（1993）『東南アジア農村階層の変動』アジア経済研究所。
- 坂爪浩史・朴紅・坂下明彦編（2006）『中国野菜企業の輸出戦略——残留農薬事件の衝撃と克服過程』筑波書房。
- 朴紅・坂下明彦（2004）「『残留農薬パニック』後の中国向け野菜加工企業の原料集荷構造の転換——山東省青島地域の食品企業の事例分析（3）万福食品と北海食品」『農経論叢』第60号、pp. 55-65。
- 寶劔久俊（2009）「農民專業合作組織の変遷とその経済的機能」（池上・寶劔編 2009、所収）、pp. 203-232。
- （2012）「農地賃貸市場の形成と農地利用の効率性」（加藤弘之編『中国長江デルタの都市化と産業集積』勁草書房、所収）、pp. 280-302。
- （2014）「農民專業合作社の展開とその経済的機能」（田島俊雄・池上彰英編『現代中国の農業・農村問題』（仮題）東京大学出版会、所収）（2014年夏出版予定）。
- ・蘇群（2008）「中国における農村信用社改革と農家の借入行動——江蘇省における農家調査による考察」『アジア経済』第49巻10号、pp. 2-30。
- ・佐藤宏（2009）「中国における農業産業化の展開と農民專業合作組織の経済的機能——世帯・行政村データによる実証分析」*Global COE Hi-Stat Discussion Paper Series*（一橋大学）No. 86。
- 水野広祐編（1995）『東南アジア農村の就業構造』アジア経済研究所。
- 柳川範之（2000）『契約と組織の経済学』東洋経済新報社。
- 山田七絵（2013）「中国における契約農業の経済的特徴と組織形態の非市場的規定要因——山東省リンゴ果汁輸出企業の事例」『アジア経済』第54巻第3号、pp. 72-100。

<英語文献>

- Abebe, Gumataw K., Jos Bijman, Ron Kemp, Onno Omta, and Admasu Tsegaye (2013), "Contract Farming Configuration: Smallholder's Preference for Contract Design Attributes," *Food Policy*, Vol. 40, pp. 14-24.
- Barham, Bradford, Stephen Boucher and Michael Carter (1996), "Credit Constraints, Credit Unions, and Small-Scale Producers in Guatemala," *World Development*, Vol. 24, No. 5, pp.

793-806.

- Barrett, Christopher, Maren Bachke, Marc Bellemare, Hope Michelson, Sudha Narayann and Thomas Walker (2012), "Smallholder Participation in Contract Farming: Comparative Evidence from Five Village," *World Development*, Vol. 40, No. 4, pp. 715-730.
- Feder, Gershon, Lawrence Lau, Justin Lin and Xiaopeng Luo (1990), "The Relationship between Credit and Productivity in Chinese Agriculture: a Microeconomic Model of Disequilibrium," *American Journal of Agricultural Economics*, Vol. 72, No. 5, pp. 1151-1157.
- Feder, Gershon, Lawrence Lau, Justin Lin and Xiaopeng Luo (1993), "The Nascent Rural Credit Market in China," in Karla Hoff, Avishay Braverman and Joseph Stiglitz eds, *The Economics of Rural Organization: Theory, Practice and Policy*, New York: Oxford University Press.
- Grosh, Barbara (1994), "Contract Fanning in Africa: an Application of the New Institutional Economics," *Journal of African Economies*, Vol. 3, No. 2, pp. 231-261.
- Guo, Hongdong and Robert W. Jolly (2008), "Contractual Arrangements and Enforcement in Transition Agriculture: Theory and Evidence from China," *Food Policy*, Vol. 33, Issue 6, pp. 570-575.
- Hart, Oliver (1995), *Firms Contracts and Financial Structure*, New York: Oxford University Press.
- Ito, Junichi, Zongshun Bao and Qun Su (2012), "Distributional Effects of Agricultural Cooperatives in China: Exclusion of Smallholders and Potential Gains on Participation", *Food Policy*, Vol. 37, No. 6, pp. 700-709.
- Key, Nigel and David Runsten (1999), "Contract Farming, Smallholders, and Rural Development in Latin America: The Organization of Agroprocessing Firms and the Scale of Outgrower Production," *World Development*, Vol. 27, No. 2, pp. 381-401.
- Little, Peter D. and Michael J. Watts (1994), *Living under Contract: Contract Farming and Agrarian Transformation in Sub-Saharan Africa*, Madison: University of Wisconsin Press.
- MacDonald, James, Janet Perry, Mary Ahearn, David Banker, William Chambers, Carolyn Dimitri, Nigel Key, Kenneth Nelson and Leland Southard (2004), "Contracts, markets, and Price: Organizing the Production and Use of Agricultural Commodities," *Agricultural Economic Report No. 837*, USDA.
- MacDonald, James and Penni Korb (2011), "Agricultural Contracting Update: Contracts in 2008," *Economic Information Bulletin No. 72*, USDA.
- Masakure, Oliver and Spencer Henson (2005), "Why do Small-scale Producers Choose to Produce under Contract? Lessons from Nontraditional Vegetable Exports from Zimbabwe," *World Development*, Vol. 33, No. 10, pp. 1721-1733.
- McMillan, John, John Whalley and Lijing Zhu (1989), "The Impact of China's Economic Reforms

- on Agricultural Productivity Growth,” *Journal of Political Economy*, Vol. 97, No. 4, pp. 781-807.
- Miyata, Sachiko, Nicholas Minot and Dinghuan Hu (2009), “Impact of Contract Farming on Income: Linking Small Farmers, Packers, and Supermarket in China,” *World Development*, Vol. 37, No. 11, pp. 1781-1790.
- Oya, Carlos (2012), “Contract Farming in Sub-Sahara Africa: A Survey of Approaches, Debate and Issues,” *Journal of Agrarian Change*, Vol. 12, No. 1, pp. 1-33.
- Reardon, Thomas, Christopher B. Barrett, Julio A. Berdegue and Johan F. M. Swinnen (2009), “Agrifood Industry Transformation and Small Farmers in Developing Countries,” *World Development*, Vol. 37, No. 11, pp. 1717-1727.
- Rural Infrastructure and Agro-Industry Division, FAO, (2012), *Guiding Principles for Responsible Contract Farming Operations*, Rome: FAO.
- Singh, Sukhpal (2002), “Contracting out Solution: Political Economy of Contracting Farming in the India Punjab,” *World Development*, Vol. 30, No. 9, pp. 1621-1638.
- Wang, Holly, Yanping Zhang and Laping Wu (2011), “Is Contract Farming a Risk Management Instrument for Chinese Farmers? Evidence from a Survey of Vegetable Farmers in Shandong” *China Agricultural Economic Review*, Vol. 3, No. 4, pp. 489-504.
- Warning, Matthew and Nigel Key (2002), “The Social Performance and Distributional Consequences of Contract Farming: An Equilibrium Analysis of the *Arachide de Bouche* Program in Senegal,” *World Development*, Vol. 30, No. 2, pp. 225-263.

< 中国語文献 >

- 蔡荣 (2011) 「“合作社+農戶” 模式：交易費用節約与農戶增收效應——基於山東省苹果種植農戶問卷調查的實証分析」『中国農村經濟』2011年第1期、58-65頁。
- 豐雷・蔣妍・葉劍平・朱可亮 (2013) 「中国農村土地調整制度變遷中的農戶態度——基於1999~2010年17省份調查的實証分析」『管理世界』2013年第7期、44-58頁。
- 郭紅東 (2005) 「我国農戶参与訂单農業行為的影響因素分析」『中国農村經濟』2005年第3期、24-32頁。
- 郭紅東・張若健編 (2010) 『中国農民專業合作社調查』杭州 浙江大学出版社。
- 韓俊主編 (2007) 『中国農民專業合作社調查』上海 上海遼東出版社。
- 胡定寰・陳志鋼・孫慶珍・多田稔 (2006) 「合同生產模式对農戶收入和食品安全的影響——以山東省苹果產業為例」『中国農村經濟』2006年第11期、15-24, 41頁。
- 孔祥智・史冰清・鐘真ほか (2012) 『中国農民專業合作社運行機制与社会效应研究——百社千戶調查』北京 中国農業出版社。
- 施晟・衛龍宝・伍駿騫 (2012) 「“農超对接” 進程中農產品供應鏈的合作績效与剩余分配—

—基於“農戶+合作社+超市”模式的分析」『中国農村觀察』2012年第4期、14-28頁。

葉劍平·羅伊·普羅斯特曼·徐孝白·楊学成（2000）「中国農村土地農戶30年使用權調查研究——17省調查結果及政策建議」『管理世界』2000年第2期、163-172頁。

中共中央政策研究室·農業部農村固定觀察点弁公室編（2001）『全国農村社会經濟典型調查数据匯編（1986—1999年）』北京 中国農業出版社。

中共中央政策研究室·農業部農村固定觀察点弁公室編（2010）『全国農村固定觀察点調查数据匯編（2000—2009年）』北京 中国農業出版社。

祝宏輝·王秀清（2007）「新疆番茄產業中農戶参与訂单農業的影響因素分析」『中国農村經濟』2007年第7期。